



一時的に預けたいとき

一時的に子供を預かるサービスや事業があります。

一時保育

児童保育課 保育相談係
(区役所 6 階⑩窓口)

TEL 5 2 4 6 - 1 2 3 4

保護者が仕事や病気などで、家庭で子供の世話ができない場合に、一時的に子供を預かる制度です。預かりができるのは、里帰り出産を除き、区内に住所がある子供です。

実施施設・定員

坂本保育園、一時保育室あさくさばし、東上野保育園、ことぶきこども園、
たいとうこども園 各5名 ※一時保育室あさくさばしは定員8名

緊急保育

保護者が病気や出産、看護等で家庭で保育ができない場合、一時的に子供を預かります。

対 象	利用月の1日現在、生後8か月～小学校就学前
保 育 期 間	月曜日～土曜日(祝日を除く) 午前9時～午後5時(最大) 原則1か月以内(出産の場合は出産予定日の42日前から、出産後56日の間で希望する日数)
利 用 料	児童1人につき1日1,500円
受 付	利用する月の3か月前の5日から ※初回利用時は園との面接が必要なため、10日前(土日祝日を除いた日数)までの申込が必要
申 込 方 法	電話または窓口(申込初日は電話優先)

非定型保育・私的事由保育

保護者が週2～3日、あるいは月1～2週間程度働いたり、通学したり等、家庭で子供の保育ができない場合に預かります。

対 象	利用月の1日現在1歳～小学校就学前まで
保 育 期 間	月曜日～土曜日(祝日を除く) 午前9時～午後5時(最大) 1か月の利用は12日以内
利 用 料	児童1人につき1日1,500円
受 付	利用する前月の1日から ※初回利用時は園との面接が必要なため、10日前(土日祝日を除いた日数)までの申込が必要
申 込 方 法	電話または窓口(申込初日は電話優先)

里帰り出産

区外に居住している人が、台東区内にある実家に里帰りをして出産する場合、上の子供の保育ができないとき、一時的に子供を預かります。ただし、祖父母宅から通う場合に限ります。

対 象	利用月の1日現在1歳～小学校就学前まで
保 育 期 間	月曜日～土曜日(祝日を除く) 午前9時～午後5時(最大) 出産日ははさんで1か月以内
利 用 料	児童1人につき1日2,000円
受 付	利用する月の2か月前の5日から利用日の10日前(土日祝日を除いた日数)まで
申 込 方 法	電話または窓口(申込初日は電話優先)

休日・年末一時保育

児童保育課 保育相談係
(区役所 6 階⑩窓口)

TEL 5 2 4 6 - 1 2 3 4

休日や年末に保護者全員が仕事などのため家庭で世話をすることのできない子供を、一時的に預かります。ただし、給食はありません。

対 象	区内在住で、4月1日現在1歳～小学校就学前まで
実 施 保 育 園	区立東上野保育園
保 育 料	休日保育(日曜・祝日) 半日1,000円、1日2,000円 年末保育(12月29日～31日) 半日1,500円、1日3,000円
保 育 期 間 及 申 込 期 間	休日保育 日曜・祝日 利用する月の前月1日～15日までに申込み 年末保育 12月29日～12月31日 11月1日～12月15日までに申込み
保 育 時 間 (最 大)	全日 午前7時15分～午後6時15分 午前 午前7時15分～午後1時 午後 午後0時30分～午後6時15分



いっとき保育

ほうらい子育てサポートセンター TEL 5 8 2 4 - 5 6 2 4
谷中子ども家庭支援センター TEL 3 8 2 4 - 5 5 3 1

とくに理由を問わず、時間単位で子供を預かります。保護者のリフレッシュ等でも利用できます。

対 象 者	区内在住の0歳(6か月)から6歳(就学前)までの健康で集団生活が可能な子供
利 用 定 員	1時間あたり10人 ※ほうらい子育てサポートセンターのみ上記に加え0歳児枠2名
利 用 日 時	1月1日～3日を除く午前9時～午後5時 ※ほうらい子育てサポートセンターの0歳児については月～金曜日(土・日・祝日、12月29日～1月3日を除く) 午前10時～午後4時 1回あたり4時間まで
利 用 限 度	児童1人につき、1か月8回まで
利 用 料 金	1時間500円 昼食代400円、おやつ代100円別途負担 ※谷中子ども家庭支援センターは昼食、おやつ持参。ほうらい子育てサポートセンターの0歳児については離乳食またはミルク持参
申 請 期 間	利用したい日の前月の1日～利用したい日まで
実 施 施 設	① 社会福祉法人 清峰会「ほうらい子育てサポートセンター」 住所：台東区清川2-14-7 福祉プラザ台東清峰会2階 ② 谷中子ども家庭支援センター 住所：台東区谷中2-9-21 1階 いっとき保育室
そ の 他	事前登録が必要。詳しくは電話で問合せ



台東区ファミリー・サポート・センター

台東区社会福祉協議会 TEL 5 8 2 8 - 7 5 4 8
<https://taitoshakyo.com/service/fsc/azukari>

育児の手助けができる方(提供会員)・育児の手助けが必要な方(依頼会員)として募集・登録し依頼会員からの依頼に応じて、育児の手助けを行える提供会員を紹介します。登録料・年会費は不要です。

依頼会員と提供会員

【会員制】上記にお問合せください

依 頼 会 員 育児の手助けが必要な人	生後43日以上小学校6年生までのお子さんがいる方で 原則として区内在住・在勤の方 * お子さんが病気の時の利用はできません オンライン申請▶	
提 供 会 員 育児の手助けができる人	預かり・送り迎えの有償ボランティア 原則区内在住の方で自宅などで安全に援助活動ができる方 * 両方で相談の上 児童関係施設を利用することもできます * 入会登録時講習会に参加する必要があります(要予約) オンライン申込▶	

謝礼

平日 午前6時～午後11時…1時間800円
土・日・祝日・年末年始 午前6時～午後11時…1時間900円

▶謝礼金の一部助成について

児童扶養手当受給世帯・住民税非課税世帯・生活保護世帯の方は、謝礼金の一部助成を受けることができます。助成については下記にお問合せください。

問合せ：日本堤子ども家庭支援センター TEL 6458-1566



送迎



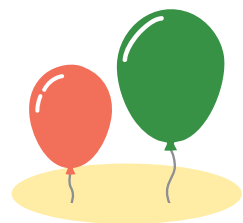
提供会員宅での預かり

ベビーシッター利用支援(一時預かり利用支援)

日本堤子ども家庭支援センター TEL 6 4 5 8 - 1 5 6 6

リフレッシュ等を目的とした一時的保育利用の保護者に対し、東京都が認定したベビーシッター事業者を利用した際の利用料の一部を補助します。

対 象 者	台東区に住所を有する、以下のいずれかの保護者(保育の認定の有無は不問) ① 日常生活上の突発的な事情や社会参加、リフレッシュ等の幅広い理由により、一時的に保育を必要とする人 ② ベビーシッターを活用した共同保育(保護者とベビーシッターによる保育)を必要とする人
対 象 児 童	0歳から小学校3年生までの児童(障害児の場合、小学6年生までの児童)
補 助 金 額	1時間あたり以下の金額を上限に利用料を補助 ① 午前7時から午後10時までの利用: 1時間あたり2,500円 ② 午後10時から午前7時までの利用: 1時間あたり3,500円 ※入会金、会費、交通費、キャンセル料、おむつ代等の実費等、サービス提供に付随する料金は含みません
上 限 時 間	児童1人につき年度あたり144時間(多胎児、障害児及びひとり親家庭の場合、児童1人につき年度あたり288時間)
対 象 事 業 者	東京都が定めるベビーシッター利用支援事業(一時預かり利用支援)認定事業者
利 用 の 流 れ	(1) 対象事業者から利用する事業者を選び、直接利用の契約 ※事前に「東京都のベビーシッター利用支援事業(一時預かり利用支援)を活用したい」旨を伝える必要あり ※東京都が定める要件を満たさないベビーシッター(個人)が従事した場合は、助成対象外 (2) ベビーシッターを利用し、料金を事業者へ支払い ※事業者から「ベビーシッター利用支援事業(一時預かり利用支援)補助事業ベビーシッター要件証明書」の交付を受ける (3) 必要書類をそろえ、申請書類提出期限までに区に補助金を申請



トワイライトステイ

利用申請・問合せ先
日本堤子ども家庭支援センター TEL 6 4 5 8 - 1 5 6 5
台東子ども家庭支援センター TEL 3 8 3 4 - 4 4 9 7

保護者が仕事や病気(感染症を除く)などで、家庭での養育が困難となった場合に、一時的に子供を預かります。

対 象 者	区内在住の2歳から小学6年生までの健康で集団生活が可能な子供
利 用 定 員	1日あたり5人まで
利 用 日	午後5～10時(1月1日～3日を除く日)
利 用 料 金	1回2,000円(食事付き) ※所得に応じて減免あり ※送迎あり(所属施設) 1回500円
申 請 期 間	利用したい日の前月の1日～3日前まで
実 施 施 設	社会福祉法人 清峰会「ほうらい子育てサポートセンター」 住所: 台東区清川12-14-7 福祉プラザ台東清峰会2階
そ の 他	事前登録が必要(利用要件あり) 詳しくは電話で問合せ



ほうらい子育てサポートセンター



ショートステイ

日本堤子ども家庭支援センター TEL 6 4 5 8 - 1 5 6 5
台東子ども家庭支援センター TEL 3 8 3 4 - 4 4 9 7

保護者が仕事や病気(感染症を除く)などで、家庭での養育が困難となった場合に、一時的に子供を預かります。

対 象 者	区内在住の2歳から18歳未満の健康で集団生活が可能な子供
利 用 定 員	1日あたり3人まで
利 用 日	①一般ショートステイ 24時間(1月1日～1月3日を除く日) ②緊急ショートステイ 24時間(休業日なし)
利 用 限 度	1か月に7日(6泊7日)まで
利 用 料 金	①一般ショートステイ 1日3,000円(食事付き) ※以降1日ごとに3,000円加算 ②緊急ショートステイ 1日4,000円(食事付き) ※以降1日ごとに4,000円または3,000円加算 ※所得に応じて減免あり ①②ともに、送迎あり(所属施設、指定場所) 1回500円
申 請 期 間	①一般ショートステイ 利用したい日の前月1日～3日前まで ②緊急ショートステイ 利用したい日の2日前から利用日の前日まで ※ただし施設利用状況により当日対応可
実 施 施 設	児童養護施設 クリスマス・フォレスト(社会福祉法人 友興会) 所在地: 荒川区荒川8-14-10
そ の 他	利用要件あり。詳しくは要問合せ



児童養護施設 クリスマス・フォレスト



乳幼児ショートステイ

利用申請・問合せ先
日本堤子ども家庭支援センター TEL 6 4 5 8 - 1 5 6 5
台東子ども家庭支援センター TEL 3 8 3 4 - 4 4 9 7

保護者が仕事や病気(感染症を除く)などで、家庭での養育が困難となった場合に、一時的に子供を預かります。

対 象 者	区内在住の0歳から2歳未満の子供
利 用 定 員	1日1名(先着順)
利 用 限 度	1か月に7日(6泊7日)まで
利 用 料 金	1泊2日 6,000円(食事付き) ※連泊の場合は、1泊ごとに3,000円加算 ※所得に応じて減免あり
申 請 期 間	利用したい日の前月の1日から3日前まで
実 施 施 設	日本赤十字社医療センター附属乳児院 住所: 渋谷区広尾4-1-1

預かり事業一覧表

	0歳	1歳	2歳	3歳～未就学	小学生
一時保育	緊急保育	病産 生後8か月～就学前		保護者が入院や出産などで保育ができない場合	
	非定型型保育	仕 1歳～就学前		保護者が週2～3日あるいは2～3週間程度、就労または通学する場合	
	私的事由保育	病他 1歳～就学前		保護者が通院、講習会や学校行事参加、求職活動などの場合	
	里帰り出産	産 1歳～就学前		区外在住で台東区内の実家に里帰りして出産する場合	
休日・年末一時保育		仕 1歳～就学前		休日や年末に保護者全員が仕事などの場合	
いっとき保育		病産仕他 6か月～就学前		理由は問わない	
台東区ファミリー・サポート・センター		病産仕他 生後43日～小学6年生		理由は問わない	
ベビーシッター利用支援		病産仕他 0歳～小学3年生		理由は問わない	
トワイライトステイ				病産仕 2歳～小学6年生 保護者が仕事や病気などで、家庭での養育が困難な場合	
ショートステイ				病産仕 2歳～18歳未満 保護者が仕事や病気などで、家庭での養育が困難な場合	
乳幼児ショートステイ		病産仕 0歳～2歳未満 保護者が仕事や病気などで、家庭での養育が困難な場合			

病 保護者が病気に利用できる 産 保護者が出産の際に利用できる 仕 保護者が仕事の際に利用できる
他 保護者がリフレッシュに利用できる 他 その他の理由で利用可能

病後児保育

児童保育課 給付担当
(区役所 6階⑨窓口)

TEL 5246-1309

子供が病気の回復期にあり、集団保育の困難な期間等において一時的にその子供を専用施設で預かることにより、保護者の子育てと就労の両立を支援します。

実 施 施 設	認可保育所ソラスト亀泉 病後児保育室 住所：亀泉3-13-3 TEL：5808-2050
対 象 児 童	区内在住の生後6か月から小学校就学前までの子供で、次のいずれかに該当する場合 1 現に保育所等に通所中 2 保護者の仕事等により家庭での育児を行うことが困難
定 員	1日あたり4名
利 用 日 及 び 利 用 時 間	月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時30分
利 用 期 間	1回につき連続して7日間が限度
利 用 料	1人1日2,300円(昼食・おやつ代込み) ※課税状況等により減免制度あり



病後児保育室

居宅訪問型病児・病後児保育利用料助成

児童保育課 給付担当
(区役所 6階⑨窓口)

TEL 5246-1309

子供が、病気やけがなどで、保育園や小学校に登園・登校することができないときに、ベビーシッターなどの派遣による保育サービスを利用した保護者に対して、利用料の一部を助成します。

対 象 者	区内在住の生後6か月から小学校6年生までの子供
対 象 費 用	医療機関への受診(サービスの利用前後7日以内)を伴う病気、けがなどにより利用したベビーシッター等の派遣による病児・病後児保育サービスの利用料 ※入会金、年会費、月会費その他これに準じる費用は対象外。ただし、これらの費用に保育利用料が含まれている場合、利用したサービスの保育利用料相当額は対象
助 成 金 額	対象サービスの保育利用料の半額(課税状況等により全額)を助成。ただし、子供1人当たり年間(4月1日～翌年3月31日の利用)で4万円が上限
対 象 事 業 者	この助成事業の対象は、以下のいずれかの事業者によるサービス 加盟事業者等の確認は、各団体のホームページを参照 ○公益社団法人全国保育サービス協会加盟事業者 http://www.acsa.jp/htm/joining/  ○公益社団法人全国保育サービス協会が、国から委託を受けて実施するベビーシッター派遣事業の割引券取扱事業者 http://www.acsa.jp/htm/babysitter/ticket_handling_list.htm 
申 請 手 続 き	サービスを受け、利用料を支払った後に、上記担当へ申請書等を提出(利用日から1年以内)

